

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	生活を再建する、産業・都市を再生する
施策	事業所における事業の早期再開
時間軸	応急・復旧
内容	<p>大規模災害等に被災後、事業を迅速に、そして重要業務を再開・継続するための対応策(事業継続計画(BCP:Business Continuity Planの略))を各事業者において作成する。</p> <p>事業継続計画とは、災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などが典型。</p>
実施主体、県の役割等	<p>事業者は事業継続計画(BCP)を作成する。</p> <p>県は、事業継続計画の必要性について啓発等を行う。</p>
法体系	直接的な法規定はなし。
取り組み状況	県では、平成26年度末までに、業務継続計画(BCP)を策定している企業の割合を、従業員50人以上の企業で過半とする目標を設定している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画(BCP)の必要性が事業者にまだまだ受け止められていない。(従業員50名以上の製造業131社を対象として行った平成17年アンケートの結果(回答69社):業務継続計画(BCP)を策定している企業の割合7.2%) ・業界ごとに業務継続計画の内容が異なるため、業界団体ごとに協議を行いながら、啓発に努めていく必要がある。
その他	<p>阪神大震災後では、中小企業の倒産が急増したと言われている。</p> <p>中小企業庁は、中小企業の経営者自らがBCPを策定運用できるようBCPに関連するノウハウを盛り込んだ「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、平成18年2月からインターネット上に公開している。</p>